

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度における登録番号及び表示票使用に関する規程

農商第 16 - 294 号

平成 20 年 3 月 27 日

農水商工部長通知

最終改正 平成 31 年 4 月 1 日

農林水第 16 - 6 号

(目的)

第 1 人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度実施要綱(以下「要綱」という。)第 2 並びに人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度実施要領(以下「要領」という。)第 6 及び第 7 の規定に基づき登録番号の決定方法と表示票の使用方法を定める。

(登録番号)

第 2 登録番号は以下の内容で構成する。

- (1) 地域番号、品目番号、登録者番号の 3 項目で構成する。
- (2) 表記の順は、地域番号、品目番号、登録者番号の順とし、項目間を「-」(ハイフン)で連結する。
- (3) 地域番号は以下の通りとし、登録品目の主たる生産地に基づいて設定する。

地域名	旧市町村名	地域番号	地域名	旧市町村名	地域番号	地域名	旧市町村名	地域番号
津市	旧津市	01	松阪市	旧松阪市	04	いなべ市	旧北勢町	17
	旧河芸町	27		旧嬉野町	34		旧員弁町	18
	旧芸濃町	28		旧三雲町	36		旧大安町	19
	旧美里村	29		旧飯南町	37		旧藤原町	21
	旧安濃町	30		旧飯高町	38	伊賀市	旧上野市	06
	旧香良洲町	31	桑名市	旧桑名市	05		旧伊賀町	54
	旧一志町	32		旧多度町	14		旧島ヶ原村	55
	旧白山町	33		旧長島町	15		旧阿山町	56
	旧美杉村	35	鈴鹿市		07		旧大山田村	57
	旧久居市	13	名張市		08		旧青山町	58
四日市市	旧四日市市	02	尾鷲市		09	志摩市	旧浜島町	59
	旧楠町	23	亀山市	旧亀山市	10		旧大王町	60
伊勢市	旧伊勢市	03			旧関町		26	旧志摩町
	旧二見町	45	鳥羽市		11		旧阿児町	62
	旧小俣町	46	熊野市	旧熊野市	12	旧磯部町	63	
	旧御園村	51		旧紀和町	68	木曽岬町	16	

地域名	旧市町村名	地域番号	地域名	旧市町村名	地域番号	地域名	旧市町村名	地域番号
東員町		20	多気町	旧多気町	39	大紀町	旧大宮町	49
菰野町		22		旧勢和村	42		旧紀勢町	50
朝日町		24	玉城町		44		旧大内山村	52
川越町		25	南伊勢町	旧南勢町	47	御浜町		66
大台町	旧大台町	41		旧南島町	48	度会町		53
	旧宮川村	43	紀北町	旧紀伊 長島町	64	紀宝町	旧紀宝町	67
明和町		40		旧海山町	65		旧鷯殿村	69

(4) 品目番号

要領第3で規定する登録・認定基準において示される品目番号と同一の番号とする。

(5) 登録者番号

登録者の固有番号として定める。また、既に登録がある登録者が別の品目で登録する場合は、対象品目が異なっても同一の番号とする。

(表示方法)

第3 表示票は、認定された生産物を入れる包装資材やポップ等のPR資材にシールを貼り付けるか、包装資材又はポップ等のPR資材に印刷をする方法で行うこととする。

2 表示票と併せて、生産者の顔写真、登録・認定基準に関する取組内容等の表示ができる。

(表示禁止事項)

第4 対象品目以外で使用してはならない。

2 対象品目以外のものに対して認定されているかのように誤認される使用をしてはならない。

(法令の遵守)

第5 対象品目の表示にあたっては、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」等の関連法令を遵守すること。

(表示票の規格等)

第6 デザイン及び規格は次の通りとする。

(1) 形状の縦横比並びに登録番号等の配置は下記と同じであること。

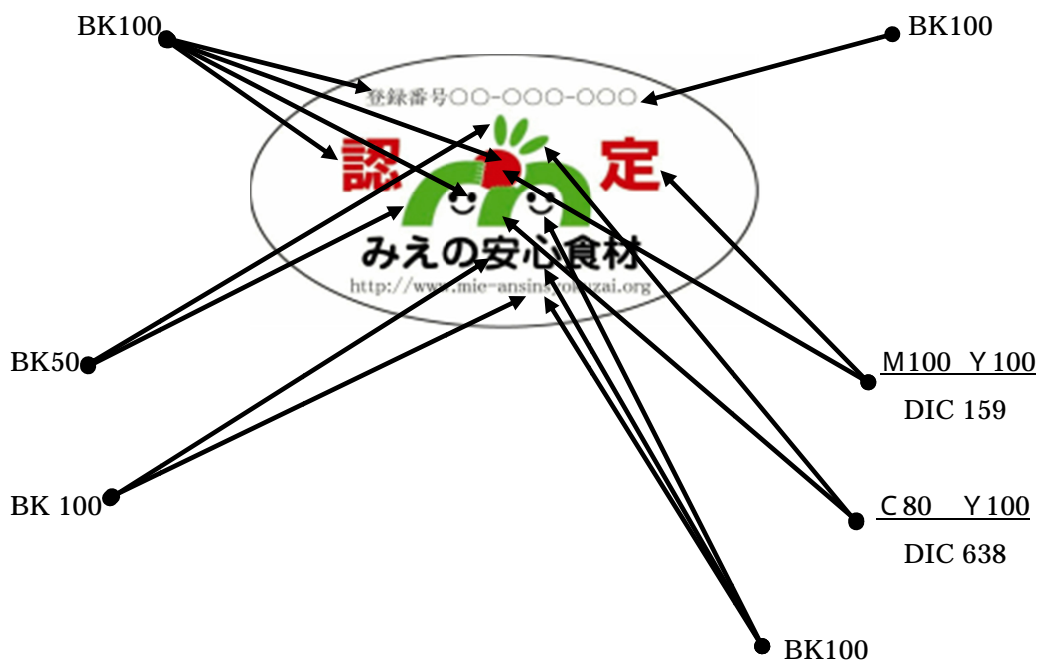
(2) カラー展開の場合は、「表示票における配合色の規格」を守ること。

- ( 3 ) 背景色は、カラー展開、単色展開いずれの場合も白色とする。  
 但し、表示票のために着色するのではなく、包装資材そのものの色を背景とする場合はこの限りではない。  
 また、いずれの場合でも塗りはべた塗りとし、グラディエーションやパターンによる塗りは行わないこと。
- ( 4 ) 単色展開の場合は、( 6 ) の場合を除き「表示票における配合色の規格」を守ること。
- ( 5 ) 登録番号およびホームページアドレスが確実に認識できるように、マークの大きさの下限は原則として横径 4 0 mm × 縦径 2 4 mm までとする。  
 但し、登録番号、ホームページアドレス等が明確に認識できる場合はこの限りではない。
- ( 6 ) 印刷素材の影響などにより、発色に技術的制限または経済的制限がある場合は、単色展開の規格を基本として、第 7 による条件で、他の配合色も認めることとする。ただし、その判断は認定・審査機関が行うこととし、登録事業者は( 1 ) から( 5 ) の規格を変更して表示票の使用を行う場合は、事前に認定・審査機関と協議を行うものとし、認定・審査機関の許可無く変更することは認めない。

「表示票における配合色の規格」

【単色展開の場合】

【カラー展開の場合】



( 変更する場合の条件 )

第 7 第 6 ( 6 ) による規格変更の条件は次の通りとする。

- ( 1 ) 登録番号、みえの安心食材、ホームページアドレスについては BK100 または紺系の配色

を使用する。

- ( 2 )( 1 ) 以外の中央部のデザインについては使用できる色数を 1 色とする。また、単色展開の規格における BK100 と BK50 の差に準じた濃淡を原則として付けること。
- ( 3 ) 規格の変更は、技術的制限または経済的制限がある場合のみ認めるものであり、包装資材等の配色や素材の状況と無関係な色の使用は行わないこと。
- ( 4 ) 金属色や蛍光色は原則として使用しないこと。
- ( 5 ) 背景等各配色の塗りはベタ塗りとし、グラディエーションやパターンによる塗りは行わないこと。

( 変更使用の手順 )

- 第 8 登録事業者は第 6 ( 6 ) により変更を希望する場合は様式第 1 0 号により変更許可について認定・審査機関に申請できるものとする。
  - 2 認定・審査機関は、人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度表示票における配合色等の変更許可申請を受け付けた場合、速やかに協議を行い、その結果について様式第 1 1 号により申請者に対し遅延無く通知する。

附則 この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。  
( 平成 20 年 8 月 25 日農商第 16 - 118 号 )

附則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
( 平成 31 年 4 月 6 日農林水第 16 - 6 号 )